

## 那覇市文化芸術基本条例の補足説明

文化芸術は、人々に安らぎと潤いをもたらすなど、人が人間らしく生きるためには大切なものです。そのような文化芸術を通して、人々が集い対話をすることで、相互理解を促進し多様性を受け入れることができる、寛容性のあるまちを目指します。

この条例では「文化芸術」の定義や範囲を広く捉えています。文化や芸術の考え方やそのイメージは、人それぞれ異なります。習慣的に行われたことが文化となり、ときには文化から芸術に昇華するなど、常に文化芸術は新たに創り出され、変化していくものと考えています。そのような多様で豊かな文化芸術を広く捉えています。

### 【基本理念】

第 2 条の基本理念は第 1 条で定める「目的」を達成するために、那覇市（議会・行政・教育委員会等）、市民、事業者、文化芸術活動を行う者（団体を含む）のあるべき姿を定めています。

第 2 号の「社会的価値の醸成」とは、文化芸術が豊かな社会をつくるうえで重要な役割を持つことから、その価値の機運や情勢を高めることによって、市民等の文化芸術への理解を深めるとともに、その継承・発展を目指すものです。

### 【市民及び事業者の役割】

第 4 条は、文化芸術活動への参加や関心を持つなど、市民及び事業者それぞれの立場に応じた役目を果たすことを期待するものです。

### 【文化芸術活動を行う者の役割】

市内には、個人から団体まで大小さまざまな文化芸術活動を行う者が、地域や学校等に出向き、鑑賞等の催しや子どもの居場所づくり、高齢者施設への訪問など、多様な文化芸術活動が自主的に行われています。第 5 条は、その活動を応援するとともに、文化芸術活動そのものの継承・発展・創造に期待するものです。第 2 項は、自主性と創造性を前提に、地域社会の一員として、あらゆる人々が文化芸術を通して社会参加し、相互理解が広がることによって、市民一人一人が孤立しない、地域で包み込む社会包摂（ほうせつ）の機能を意識した取り組みを期待するものです。

### 【文化芸術施策に係る基本的事項】

第 7 条は、市が文化芸術の施策を展開するにあたっての基本的な考え方を示しています。文化芸術の持続的な発展には、多様な人材の育成と確保が重要です。第 7 条第 2 号の文化芸術を担う人材には、継承を担う子どもたちをはじめ、芸術家のみならず、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、美術館や博物館の学芸員、文化芸術活動を支える技術者や企画又は制作のほか、地域の文化芸術を熟知しマネジメント力を備えた人材なども含まれます。第 7 条第 3 号は、代表的なものとして、有形・無形文化財を掲げ、その他様々の文化芸術に関する資源及び活動の保護、活用、創造等を図ることを定めたものです。